

令和7年度第2回江東区環境審議会会議録

1 日 時 令和7年9月3日（水） 午後2時00分 開会
午後3時02分 閉会

2 場 所 江東区文化センター6階 第1・2会議室

3 出席者 < >は欠席

(1)会長 柳憲一郎（明治大学名誉教授）
副会長 長谷川 猛（元東京都環境局理事）
委員 芦谷典子（東洋大学教授）
<奥真美（東京都立大学教授）>
<村上公哉（芝浦工業大学教授）>
市川英治（東京商工会議所江東支部副会長）
天野純子（東京ガス株式会社東京東支店支店長）
戸屋輔（東京電力パワーグリッド株式会社江東支社支社長）
鈴木伸枝（区民公募委員）
新井田有慶（区民公募委員）
山中聰（区民委員・江東区立中学校P.T.A連合会長）
山本香代子（区議会・区民環境委員会委員長）
<鬼頭たつや（区議会・区民環境委員会副委員長）>
(2)幹事 大塚尚史（環境清掃部長）
西谷淳（環境清掃部温暖化対策課長）
川端弘一（環境清掃部環境保全課長）
小菅賢太郎（環境清掃部清掃リサイクル課長）
野村明弘（環境清掃部清掃事務所長）

4 議題

- 1 令和7年度「江東区の環境白書」（案）
～江東区環境基本計画 令和2～6年度実績報告～
～江東区環境基本計画 令和6年度実績報告～
- 2 第18回江東区環境フェアの開催結果について
- 3 「江東区たばこに関する基本方針」の改訂について（報告）
- 4 その他

配付資料

- 資料 1 江東区環境審議会委員名簿
- 資料 2－1 江東区環境基本計画（後期）の令和 6 年度進捗状況について
- 資料 2－2 江東区の環境白書（案）
- 資料 3 第 18 回江東区環境フェアの開催結果について
- 資料 4 「江東区たばこに関する基本方針」の改訂について（報告）
- 資料 5 令和 7 年度第 1 回江東区環境審議会会議録（案）

◎開会

1 環境清掃部長 それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中ご出席をたまわり、誠にありがとうございます。

ただいまより、令和7年度第2回環境審議会を開催いたします。本日もご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

はじめに、委員の出欠状況等について事務局から報告いたします。

2 温暖化対策課長 本日の委員の出席状況でございます。奥委員、村上委員、鬼頭委員より欠席の御連絡をいただいておりますので、本日出席は10名となっております。したがいまして、全委員の半数以上が出席しておりますので、審議会開催定足数を満たしていることを御報告いたします。

次に、本日2名の方より傍聴したい旨の申出をいただいております。これより傍聴人に入室いただきます。

続きまして、本日の資料につきましては、次第に記載のとおりでございます。お手元に資料がない方は事務局までお声がけをお願いいたします。

御報告は以上でございます。

3 環境清掃部長 続きまして、新たな委員の就任についてでございます。お手元の資料1も併せて御覧ください。

事業者代表委員から選出の澤田大輝委員が異動のため本審議会委員を辞任され、新たに東京電力パワーグリッド株式会社江東支社長の戸屋輔委員に、7月1日付で御就任いただきました。

それでは、新たに就任されました戸屋委員に一言御挨拶をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

4 戸屋委員 東京電力パワーグリッドの戸屋でございます。7月1日から澤田の後任ということでこちらに参加させていただくことになりましたので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

5 環境清掃部長 戸屋委員、どうもありがとうございました。

それでは、これより本日の議事に入りたいと存じます。

柳会長、よろしくお願ひいたします。

6 柳会長 本日は、非常に暑い中、御参集いただきましてありがとうございます。9月に入りましたけれども、なかなか猛暑がやまないところであります。今夜あたりから大雨が降るという予想もありますので、てきぱきと審議を進めて早めに終了できればいいかなとちょっと思つたりしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。議題1、令和7年度「江東区の環境白書」（案）、江東区環境基本計画令和2～6年度実績報告と江東区環境

基本計画令和6年度実績報告について、事務局から報告をお願いいたします。

7 温暖化対策課長 それでは、資料2-1を御覧願います。

環境基本計画の進捗管理は、45の管理指標の目標値を数値に示し、その推移及び達成状況を確認し、環境に関する施策を客観的に評価することで実施しております。このたび、前計画とはなりますが、環境基本計画（後期）における令和6年度実績がまとまりましたので御説明させていただきます。

まず、項番1の「管理指標と令和6年度の実績」の中段の表になりますが、管理指標45本のうち、目標値がある指標は39本あり、このうち令和6年度実績で、目標値を「達成」した管理指標は16本でございました。内訳は下段にあります表1のとおりでございます。なお、指標22「公園面積」は、現在暫定値のため、確定次第更新させていただきます。

次に、「達成」に至らなかった指標23本のうち、平成30年度の基準値よりも「向上」したものは16本、「低下」したものは6本、「変動なし」・横ばいは1本でした。それぞれの内訳につきましては、2ページの表2から表4のとおりとなってございます。

次に、2ページ中段にあります表3を御覧願います。こちらは平成30年度の基準値と比較した際に、令和6年度実績の数値が「低下」している指標となりますので、改めて御説明させていただきます。

まず、指標18「資源化率」は、令和2年度以降、少しづつ増加しておりましたが、令和4年度から少し低下しております。これは、資源化率は区が収集する資源及びごみ量に対する資源回収量の割合となっており、それぞれの回収量を見ると、資源及びごみ量ともに減少している中で、分子となる資源の回収量の減少率が分母となる資源・ごみ量の減少率を上回っていることから、資源化率としては減となっているところでございます。

次に、指標27「一斉清掃」は、コロナ禍による中止を経て、令和4年度より再開しておりましたが、再開後の参加団体数、参加者数はともに増加傾向にあるものの、いまだコロナ禍前の水準には戻っていない状況でございます。これは、引き続き参加の自粛や参加者数の抑制が見られることが要因と見ております。

次に、指標29「区内自転車駐車場の駐車可能台数」は、工事による利用休止等により一時的に減っている年もありますが、今後も自転車駐車場の増設が見込める候補地について、関係各所と調整を図り整備を行ってまいります。

次に、指標33「光化学オキシダント」は、光化学スモッグ注意報の発令日を示すもので、目標値の2日については、これまでの実績では目標を達成しておりましたが、年に数回、日差しが強く、気温が高く、風が弱い日などに光化学オキシダントの濃度が上昇することで、令和6年度の単年度は発令日が3日となり目標達成となりませんでした。

次に、指標34「河川BODの環境基準適合率」及び指標35「DOの環境基準適合率」についてでございます。本指標は、降雨の影響など年度ごとに数値の増減が見られ、令和6年度も、地球温暖化による水温の上昇とともに、記録的な大雨による川底の泥の巻き上

げや、市街地を浸水から守るための河川への下水放流による影響と考えております。東京都下水道局では、河川や海などの水質保全を図るため、貯留施設整備や高度処理施設の導入を進めており、排水対策に取り組んでいるところでございます。

なお、全ての管理指標につきましては、前期計画である環境基本計画（後期）の計画期間5年分の実績を、4ページ及び5ページに掲載しておりますので、後ほど御覧願います。

次に、3ページを御覧願います。項番2「重点事業と令和6年度の実績」についてでございます。重点事業は23本あり、区の主要事業を中心に、区民・事業者・区が一体となって進めることができ有効な事業を選定しております。このうち、目標値を持つ事業は16本あり、令和6年度実績で目標値を「達成」した事業数は、昨年度よりも4本増加し、7本となっております。

なお、全ての重点事業の実績値については、6ページ及び7ページを御参照ください。

続いて、項番3「その他」についてでございます。環境基本計画の進捗を、さらにより詳しく記載しております「環境白書（案）」の原稿を資料2-2としてお配りさせていただいております。環境白書は、毎年度の取組実績をまとめたものであります、前計画である環境基本計画（後期）は、今回の令和6年度をもって計画期間が終了となります。そのため、今回の環境白書は、令和2年度から6年度の総評についても掲載しております。また、令和6年3月に策定した「ゼロカーボンシティ江東区実現プラン」の計画初年度の6年度実績につきましても「環境白書（案）」に掲載してございますので、後ほど御覧願います。

本日の審議会で御了承いただいた後、印刷・製本したものを改めて皆様へお送りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

御説明は以上でございます。

8 柳会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等があればお願いいたします。

芦谷委員、どうぞ。

9 芦谷委員 芦谷でございます。この実績のまとめについてというところではないんですけども、管理指標の総評のところに、太陽光パネルの助成が増えているということが書かれておりました。よく言われていることのなかに、太陽光パネルが、耐用年数が来たときにごみになってしまい、その廃棄をどうするかという課題があったかと思います。それへの対策など、事務局様の御認識等をお知らせいただければと思いました。

10 温暖化対策課長 ありがとうございます。太陽光パネルにつきましては、地球温暖化対策としては再エネ電力の調達には役立っているんですが、耐用年数が30年程度過ぎたものから今後大量廃棄が見込まれるということで、現在、国のはうで、ごみとしてではなくてリサイクルを進めようということで審議が進んでいたんですが、先週あたりの報道を見ますと、一旦、法整備のはうで審議が、もう1回再議論する必要があるということでき

れているようです。ただ、やはりこれはごみとしてではなくて、太陽光パネルもかなりお金がかかったり技術の進歩が必要だとは思うんですが、リサイクルをどうやっていくか、これは国のはうで義務化等を考えておりますので、その進捗状況等を確認しながら、区民の方にも周知に取り組んでいただくようにやってまいる所存でございます。

11柳会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、新井田委員、どうぞ。

12新井田委員 新井田です。よろしくお願ひいたします。

質問ですけれども、少し細かい話をていきたいのですが、資料2-2の1ページ目を見ますと、真ん中にグラフがあって、R4（2022）年度のCO₂の排出量が2,662。これがR4の指標となっているのですけれども、ほかの、区の指標はみんなR6の指標になっている。今はR7年ですから、ちょっと昔の数字かなと。どういうことでこれなのかですが、念のため教えていただければと思います。

13温暖化対策課長 ありがとうございます。CO₂の排出量につきましては、国や東京都への報告等を経まして、毎回、大体2年遅れ。なので今回お示しさせていただいたR4が最新の数値になっております。令和7年度に報告するのは令和4という形で、今後またこういった形で、最新の数値なんですけれども、2年前の数値という形になっております。ただ、年度が終わったらすぐに出る数値については、R7年度の数値のように出せるものは出していく。ただ、過去の数値になってしまるのは、当該年度の早い時期に出すような形で、これまでも報告しているところでございます。

14新井田委員 ありがとうございます。それで、資料2-2の25ページにR12年度の目標値が出ていて、これは、カーボン削減の全体の半分ぐらいまでしなきやいけませんねという目標値が出ていると思うのです。25ページの下の図になります。これは、先ほど御説明のように、前の年の計画を載せているのでこの目標値が2,097になっているのですけれども、昨年度改定されました削減の目標値では1,680という、さらに厳しい数値じゃないかと思うのですが、この数値でよろしいでしょうか。

15温暖化対策課長 こちらにつきましては、今回、前年度の実績報告ということで、説明の中でもちょっと触れさせていただいて、今、過渡期で新しい計画が今年度からスタートしているんですが、今回の実績は6年度なので、前の環境基本計画（後期）という、CO₂の削減量も新しい計画では大幅に削減しようということで目標値を変えたんですが、前のものの実績のものとなっております。

16新井田委員 それで、この25ページの数字を見ると、目標値まで相当程度削減しなければいけないかなと思うところなんですけれども、どういう感じでしょうか。実際問題としては、今もう令和7年でございますよね。あと5年ですか、5年というのは長いというのか短いというのか、その辺、いかがでしょう。

17温暖化対策課長 ありがとうございます。これまでゼロカーボンシティ江東区実現プランであったり、新しい環境基本計画をつくる中で、新井田委員からも御質問いただい

て、その都度お答えさせていただいているんですが、江東区全域のCO₂削減につきましては、江東区の取組だけで達成できるものではなくて、国のエネルギー政策がかなり大きいところを占めているところでございます。火力発電が増えれば、電気を使うとCO₂が出ててしまう。これをいかに再エネ電力を増やしていくかというところで、国のはうもエネルギー政策を今変えて取り組んでいるところでアリ、あと建物を建て替えるときに、省エネ性能アリ新規設備を導入しましょうといった取組、そういうものも全部ひっくるめて国として2013年度比で2030年度までに半分にしていこうという形で取り組んでいるところでございます。

なので、江東区としましては、区民の方に一番身近でありますので、区民の方へこういった情報を周知させていただいて理解いただいて、一人一人が取り組んでいただくような行動変容が一番重要と考えております。そのため、環境フェアアリ環境検定アリいろんな取組を、子供から大人までそういうことを知っていただいて、行動につながるような取組を進めているところでございます。

18新井田委員 よろしくお願ひします。

あくまで私の意見でございますけれども、資料2-2の25ページの中段に横棒のグラフがあると思うのですが、江東区は都全体と比較し、民生部門が非常に、72%に対して75%、41.4%に対して51%と大きくなっています。だからやっぱり民生の業務部門に対してより一段と削減に力を入れるというか、それが必要なではないかなと思うのですが、その辺の対応策というのはいかがでしょうか。

19温暖化対策課長 こちらは江東区の特徴でありますと、75%のうち、区から出るCO₂の4分の1はまず家庭から、51%、半分は業務系から、商業施設アリオフィスアリという形になっております。そうした中で、国アリ東京都、また江東区の取組については周知をさせていただいて、設備更新のときには助成事業アリ、そういう形も進めておりますので、やはり民生部門をどう減らしていくか、こちらについては江東区としても課題であるという形で認識して取り組んでいるところでございます。

20新井田委員 私個人の意見として、ぜひ区議会も含めて、全員一致でやっていかないと、大変厳しい目標ではないかなと思っているところでありますので、よろしくお願ひします。以上でございます。

21柳会長 ほかにいかがでしょうか。山中委員、どうぞ。

22山中委員 江東区の環境白書なんですけれども、これはどういう方に向けてこの資料をつくって、どういうところで見られますか。

23温暖化対策課長 こちらにつきましては、まずは広くホームページで今後公表させていただく形になります。あと、区のPRコーナーアリ、図書館等でも閲覧できるように。やはりまずは興味を持っていただいた方が江東区の環境分野全般について、どう取り組んで、どういう結果があったかというのを見られるようにしているところでございます。

24 山中委員 そのことなんすけれども、実はいろんなところの会議に出ていて思うことは、非常に字が多い。今、子供も環境に関することに非常に興味を持っている方が多いし、僕も中学校の関係なので余計なんすけれども、いろんな環境に関するこの宿題だったり、そういうものが必ず出ているんですが、やっぱりこういうのがあったりすると非常に助かるんですけども、表の表紙も小学生の低学年の方が書いてくれてというところで、もし低学年がこれを見たときには、多分、置いてしまうのかなとちょっと思います。ほかのところもみんなそうなんです。こんな分厚いのもあるんですけど、簡易的なものをちょっと、こんなにまとめて刷るんじゃないんですけども、子供向けの簡単な、ペラつとしているようなものが今後できたら、子供たちの未来という形で考えれば、子供たちに今のうちにこういうものを見ていただいたら、どういうふうに数字が変わっていくか簡単な部分でもあれば、5年、10年の話ではなく、今の子たちが育っていく10年後、20年後のところではもっと周知されているのではないかなと思うので、ぜひそういうものを、今後、デザインの部分も何か簡易的な本のような形にぜひしていただければと思っております。

25 温暖化対策課長 ありがとうございます。環境白書、実績報告も含めていてこの量になってしまいますが、今いただいたような、子供も分かりやすいというのは重要な部分で、今、お手元にあるピンクのチラシの環境検定、令和4年度から始めているんですけど、様々な御意見をいただいて、令和5年度から環境一般に関する参考書というのを子供でも分かるような形でホームページに出しております。手前みそですけど、かなり出来がいいので、私が子供だったら夏休みの宿題にそのまま使えるかなというぐらい分かりやすいものになっていきますので、そういうものも活用しながら、いただいた御意見についても対応を検討してまいりたいと思います。

26 山中委員 ありがとうございます。今そのお話をいただいたのでついでになんすけれども、僕も実はこれ、毎年やらせていただいています。これ、子供も一緒にやっているんですけど、まだQRがやっていないので分からないんですけど、子供たちに渡っているタブレットからこれはできるんですか。

27 温暖化対策課長 学校のほうのタブレットがどれぐらい制限がかかっているか分からないんですが、中学2年生については、もう全校で授業の中でやっていただいている。それはタブレットを使って。あとは個人的な利用として、規制がかかっているのかどうか分からぬんですけども、今回からは、今まで1メールで1アカウントで1回しか受けられなかつたのを、いろいろ御意見を伺って見直す中で、1個のアドレスで1IDなんですけど、今年度は何回でも受験できて、何回でもチャレンジして成績が上がるような取組、また、その場ですぐに結果が見れてどの問題が間違えたかも分かるようにしております。ぜひお子様も今年も参加いただければと思います。

28 山中委員 ありがとうございます。

29 柳会長 それでは続いて、鈴木委員、どうぞ。

30鈴木委員 今、子供向けの簡単な略式な白書という形でおっしゃったんですけれども、ほかのところでも言語の問題とかが今まで何度か取り上げられてきたかと思うんですが、外国につながる方というのは江東区はそれなりにいるので、なるべく図や絵とかを多くしたり、それから使う言葉、これはまだ多言語まではできないというか、江東区のホームページが多言語になっているんですけども、改善していくような方向で、区に住んでいる方、納税者の方々が全てアクセスできるような形で広くつくられるといいのかなと思います。ちょっと今いただきながら、追加させてもらいました。

31温暖化対策課長 ありがとうございます。江東区も外国籍の方が増えておりますので……。

32鈴木委員 外国籍じゃなくても、外国につながる方ですね。

33温暖化対策課長 はい。そういった方への対応も必要かと思うんですが、今結構スマートのアプリとかもかなり進んでいるので、カメラで映すと翻訳されるとかあるので、そういうものを併用しながら、今後検討事項……。

34鈴木委員 その面倒くさいを省いてあげるのがやっぱり。一手間省けるとモチベーションにもなるし、いいのかなと思います。

35温暖化対策課長 ありがとうございます。

36鈴木委員 将来的な話です。

37柳会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

新井田委員、どうぞ。

38新井田委員 たびたびすみません。環境白書の57ページを見ていただきたいんですけども、柱4の環境に配慮した快適なまちづくりということで、相当に期待しているところでございます。57ページの一番下の図で、環境負荷低減施策の実施率が出ていると思います。数年前まではずっと右上がりになっていたんですけど、グラフを見ますと令和に入ってからあまり伸びてない、横のままなのが見て取れるんですけども、何かこれは理由がございますでしょうか。普通、新しいまちで、最先端というのは定義がないとはつきりしないんですけども、使いやすいまちとか、他と比べて先端を行くというところで、そういう設備や環境負荷が低減される設備があり、非常に期待できるのじゃないかと思うんですけども、いかがでございますでしょうか。

39温暖化対策課長 ありがとうございます。こちらはまちづくりの分野の報告になっておりまして、都市整備部からいただいた資料になっております。推測するに、大規模な開発がここ一、二年なかつたのかなと。そうすると横ばいかなというところでお答えさせていただければと思います。

40柳会長 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

ほかにないようでしたら、議題1については了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(一同了承)

41柳会長 ありがとうございます。それでは、議題1は了承といたします。

続きまして、議題2、第18回江東区環境フェアの開催結果について、これについて事務局から報告をお願いいたします。

42温暖化対策課長 それでは、資料3を御覧願います。今年6月1日（日曜日）に行いました第18回江東区環境フェアの開催結果について御報告いたします。

当日は天候に恵まれまして、昨年度よりも多くの方に御来場いただきました。開催に当たっては、長谷川委員長をはじめ環境フェア実行委員会の皆様方、関係者の方々に多大なる御協力をいただき、誠にありがとうございました。

開催日時、開催場所、テーマにつきましては記載のとおりでございます。

項番4のゼロカーボンスタンプラリーの実施でございます。今回、初めての取組として、フェアのテーマである「ゼロカーボン」に特化した7つのブースを訪れ、学んでいただき、最後に来場者アンケートに回答いただいた方に景品を配付いたしました。

次に、項番5の共催イベントでございます。前回に引き続き、江東区とららぽーと豊洲が共催し、ららぽーと豊洲でのSDGs体験型学習イベントも同時開催しております。当日は、両会場間を無料送迎バスが運行し、スタンプラリーも実施しております。

次に、項番6の参加者数でございます。実参加者数は2,223人、延べ参加者数は1万7,913人でございました。実参加者数は会場にお越しいただいた方の実数で、延べ参加者数はステージ観覧、各出展ブース、常設展示室、ゼロカーボンスタンプラリー、ららぽーと豊洲との共催イベントに参加いただいた方のブースごとの合計となっており、内訳は表のとおりでございます。

項番7は、参考として昨年度の開催状況を記載してございます。

御報告は以上でございます。

43柳会長 ありがとうございます。ただいまの報告について何か御不明な点があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、議題2は以上といたしたいと思います。

この江東区の環境フェアの実施に当たって、いろいろと御協力いただきました委員の皆様には厚くお礼を申し上げたいと思います。

それでは続きまして、議題3、「江東区たばこに関する基本方針」の改訂について（報告）についてですが、事務局から報告をお願いいたします。

44環境保全課長 環境保全課長、川端でございます。よろしくお願いします。

私からは、江東区たばこに関する基本方針の改訂について御報告申し上げます。資料は4となります。

項番1、方針策定・改訂について御説明いたします。

令和2年4月1日に改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が施行され、望まない受動喫煙をなくす社会的合意が醸成されつつある中で、区では、歩行喫煙の禁止等のパトロールによる注意指導や区民の意識啓発に重点を置いた様々な活動に取り組んできました。

しかし、歩きたばこや吸い殻のポイ捨て、受動喫煙問題など、たばこを取り巻く課題は解決に至っていないということで、たばこに関する規制と対策について全庁的な方針を定めたものとして、令和3年にたばこに関する基本方針を策定いたしました。

しかしながら、たばこに関する苦情・相談件数が増加傾向にあったため、受動喫煙の防止等に向け、さらなる具体的な取組が必要と考え、令和6年度に、江東区たばこに関する検討委員会・幹事会を開催し、方針案の改訂素案を策定いたしました。

令和7年4月に方針案の改訂に関するパブリックコメントを実施いたしまして、62名から78件の意見を頂戴いたしました。主立ったところでは、方針には賛成という意見が多くて、特に閉鎖型喫煙所の設置を求める声が大変多く寄せられました。また、さらなる規制の強化や取締りの強化を要望する声も多くなっております。罰則につきましては、導入を求める声が多い一方で、罰則を導入するのであれば、きちんと喫煙所も整備すべきであるという意見もございました。

この結果を踏まえまして、6月の区議会区民環境委員会に報告、御議論をいただきまして、令和7年7月に区民の皆様へ方針の改訂に関する周知を行ったところでございます。

続きまして、項番2を御覧ください。改訂の概要について御説明いたします。

主な改訂事項ですが、まずは、喫煙ルールの徹底を明確化するため、禁煙重点地区での路上喫煙等を段階的に規制することとし、関連規程等の整備について整理をいたしました。また、喫煙所の整備に向けて、区有地での整備方針や民間事業者との連携等の取組を追加したところです。

主な取組内容について御説明をいたします。

1つ目の喫煙ルール・マナーの徹底といたしまして、区内10か所の禁煙重点地区を、令和7年10月より終日禁煙といたします。

令和8年度以降は、規制エリアの順次拡大に取り組んでまいります。

2つ目の罰則の導入につきましては、段階的な規制の状況を検証するとともに、区民アンケートも活用した上で、9年度に向けて条例の改正を検討してまいります。

3つ目の受動喫煙防止のための喫煙場所の確保につきましては、まず、区有地における喫煙所の整備としまして、8年度以降の新規設置に向けて、場所の選定を進めているところです。また、亀戸や新木場など、駅前の区設置の衝立型喫煙所について、閉鎖型への順次移行に向け、各種手続の準備に着手しております。

また、令和7年度予算として民間の閉鎖型喫煙所への維持管理費の助成費用を計上しております、これを区の指定公衆喫煙所として活用してまいります。

あわせまして、屋内喫煙場所を併設する店舗等を協力店として募集をし、煙が外部に漏れない喫煙場所の周知を行ってまいります。

さらに、民間喫煙場所の新規設置助成について、現在、今後の実施に向けて制度設計に着手しているところでございます。

加えまして、一定規模の商業ビル等を計画する事業者等への喫煙場所の設置要請にも取

り組んでまいります。

これら喫煙所の情報に関しては、江東区喫煙場所MAPとしてまとめまして、区のホームページやSNS等で情報発信をして、利用促進を図ってまいります。

改訂後の江東区たばこに関する基本方針を別紙としておつけしております。

詳細は後ほど御確認いただければと思いますが、何点か御説明させていただきます。

別紙の3ページを御覧ください。

2、たばこに関する考え方についてですが、本区では、たばこを吸う人も吸わない人も気持ちよく暮らせる分煙社会の実現を目指し、たばこを吸わない人の目線で喫煙問題の解決に取り組んでまいります。

別紙の4ページを御覧ください。

4、具体的な取組の一つとして、喫煙場所整備の検討基準を設けました。禁煙重点地区もしくは隣接する場所、もしくは、整備することにより受動喫煙や違反行為の減少が見込まれる場合に、整備を検討いたします。

別紙6ページを御覧ください。

区が設置します公衆喫煙所、こちらは要望・苦情が多く、人の流れが多い地域を中心に、区有地などを活用した整備を検討いたします。

別紙の7ページを御覧ください。

喫煙所の整備と並行しまして、禁煙に取り組もうとする区民の増加と喫煙率の低減を目指した取組を実施してまいります。

また、美化啓発キャンペーンの実施等、喫煙マナーの向上にも取り組んでまいります。

区では、今回の方針改訂を受け、これまで取り組んできたまちの美化に加え、受動喫煙防止の取組を強化してまいります。

私からの説明は以上でございます。

45柳会長 ありがとうございます。

ただいまの報告について、何か御不明な点がありましたらお願ひいたします。

芦谷委員、どうぞ。

46芦谷委員 このような方針が改訂されたということで承知いたしましたけれども、区民の方はどの程度これを御存じなのか、何か手応え等お分かりのところがあつたら教えてください。

47環境保全課長 ありがとうございます。

区民への周知に関しては、ありきたりですが、ホームページや区報、そういったところで周知しております、これからは美化啓発キャンペーンということで駅等に立つ中で御案内をしていくことで今後は取り組んでいくところですけれども、手応えというところではどれだけ周知されたのかというところがあります。ただ、素案の段階でパブリックコメントを募集したときに、件数は60件以上というところで、他の計画のパブリックコメントは10件程度という中で60件寄せられたところでは、注目度が高かった手応えはある

という状況でございます。

48柳会長 ほかにいかがでしょうか。

山中委員、どうぞ。

49山中委員 山中です。

たばこの江東区のところ、いろいろと作られていいかなと思うのですけれども、今お話をいただいた周知のことですが、結構この界限だと喫煙する方は、錦糸町のあそこがいいよねという方が、非常に良く聞く言葉です。それだけ広い場所があればいいかなとはもちろん思うのですが、例えば江東区、あそこは墨田区になってしまって、これは僕の勝手な案ですけれども、今、言った周知の部分がなかなかされている感じがあまり見られないと思うので、例えば喫煙できるスペースに、ここでも喫煙の場所があるよというマップみたいなものが地域にあればと思うのですけれども、たばこ吸わないのでその場に行かないのでは分からないのですけれども、実際そういうのはあったりするのですか。

50環境保全課長 ありがとうございます。実際にたばこを吸う場所の周知に関しては、今回の計画の中でも喫煙所の整備を進める一方で、喫煙場所MAPというものを作りました、皆さんに知っていただくという取組をやりたいと思っております。現在は、そこまで積極的な周知が進んでないということもないのですけれども、今後はそういったところも整備と合わせてやっていきたいと考えているところです。

51山中委員 ありがとうございます。喫煙するところ、例えばさっき言った簡単なところだと、灰皿とかそこに例えばQRで吸えるよみたいな、そこから出るようなものがもしあれば、今のところ最短ではできるのではないかと思うので、もし機会があればそういうところで攻めてみていただければと思います。

52環境保全課長 御意見ありがとうございました。

53柳会長 たばこを購入する人は、基本的に昔はたばこ屋さんがありましたけれども、今はほとんどコンビニですよね。コンビニに対する、要は販売者に対する対策、周知ですね。そこでたばこを買うわけですから、その方々に向けて、購入者に向けての情報発信というのは何か対策をお考えになっていますでしょうか。特にここでは触れておられないのですが。

54環境保全課長 販売者に対する対応というところでは、この計画には触れてはいないのですけれども、今の御指摘のとおり、コンビニでの販売が多いというところは承知をしておりまして、コンビニを統括する団体さんなんかとJTさんを通して、コネクションを持って説明をするというようなことを現在、進めているところでございます。

以上です。

55環境清掃部長 若干補足させていただければ、環境清掃部長の大塚でございます。資料4の別紙扱いになっているところの7ページに、民間事業者との連携方針というところを記載してございますが、今、会長からもお話をあったとおり、例えばコンビニであったりとか販売者の方々の中では、吸える場所の確保も自分たちでもやっていきたいという

方々もいらっしゃって、そういうところに関して、ランニングコストの補助であったりとか、あるいは今、検討しているものとしては、整備費の一部補助とかをしながら、吸える場所というのが閉鎖型で確保されながら、吸う人も買った場所で吸って、それが受動喫煙につながらないようなものというのも区としては一緒に進めていければというところで、民間事業者さんとの連携というところもこれからは重要な点だと考えてございまして、今回は方針の中でそこのところを明記しているところでございます。

追加の説明でございました。

56柳会長 そうですね、霞ヶ関に行くとＪＴの本社があるんですけれども、あそこの前でたばこが吸えるようにしているんですね。だからコンビニで買った人はすぐ吸いたいと思うんですね。だからそこで吸えるような支援をしていくとか、そういうこともやっぱり必要かなと思います。コンビニの前でたばこを吸っている人は結構たくさんおられますけれども、分煙で考えれば、受動喫煙の問題、そこでも生じますので、できるだけそういうところに支援をするようなことをお考えになったほうがよろしいかなとちょっと思っております。

鈴木委員、どうぞ。

57鈴木委員 もちろん購入してすぐに吸えるということで、今おっしゃった方々が喫煙を推奨しているとは全く思わないんですけども、ただ、喫煙自体はほとんどの科学者なり、政策とか担当の方が、百害あって一利なしということがあるので、減らしていくというメッセージも同時に、喫煙を減らしていこうと。今、もう既に減少傾向にあるというのを理解していますけれども、やはり医療費なんかの問題もありますし、本人あるいは受動喫煙を考えれば周りへの影響というのがあるので、平行して同じ場所に喫煙やめましょうという、それを奨励するようなメッセージを併せて出していただけるといいかなと思います。

私自身が吸わないでちょっとよく分からんんですけども、イギリスとかオーストラリアとかだと、かなりえぐい写真を、空港とかかなりの公共の場所で堂々と張っていたりして、それが日本の社会でどう受けられるか分からんんですけども、こちらのほうで喫煙のあれがありますよね、相談の。そうしたものなんかも併せて載せるとか、いろいろな形で、喫煙自体を減らすということも念頭にこうした計画を進めていただければいいと思います。お願ひします。

58環境清掃部長 すみません、私のほうの説明、若干誤解を呼ぶところがあったかと思いますが、決してたばこを買った場所ですぐに吸えるようにということで推奨するようなものではございません。たばこのケースを見ていただくと、たばこは体に害があるということは明記しないといけないと法律上決まっていて、かなりはつきりとそういうのが出ているところでございます。

ただ一方で、たばこを吸う行為自体が法律で禁止されている行為ではなくて、きちんと販売をされているというところから、行政の施策としては、たばこを吸う方が吸わない方

だとか煙を嫌がる方に迷惑をかけない形で共存するところを目指していく必要があるというのが今回の方針の根本にある考え方になっております。

ですので、健康面だとかそういうところは、区のほうで保健所だとかそういうところからもきちんと呼びかけをさせていただいておりますし、たばこを吸うことを決して推奨するものではないんですが、一方で、たばこを楽しみたいという方が受動喫煙の状況を起こさないようにしながらやっていく環境というのを守ることによって、数多くの受動喫煙で今、不快な思いをされている方がそうではない状況になっていくことが大事だと。そのためには、区として吸える場所の確保を規制と合わせてやっていかなければいけないと。そういうところを今回の基本方針のところではまとめているところでございます。

若干、先ほど説明が足りなかつたので、そういう形で補足させていただきます。

59柳会長 山本委員、どうぞ。

60山本委員 山本でございます。たばこを吸う方は吸わない方に対してちゃんと配慮して、また、吸わない方は吸う方の気持ちも分かるといった形で分煙社会を目指すという観点からこういった方針等が出されると思っております。そこで、今ここに出ている令和7年度から禁煙重点地区を終日禁煙とし、令和8年度以降は規制エリアを順次拡大をすると示してあるんですけども、これを拡大するということであれば、今までの議論の中でもありましたけれども、ある程度マナーのいい方が吸える場所、喫煙することができる、また密閉型の受動喫煙の方々に配慮した形の吸う場所をしっかりと確保するのとセットで取り組むべきだと私は思います。厳しくするだけでは、それではなかなか分煙社会とならないのではないかと思っています。十分考えていただきたいと思います。

それと、既に令和7年の途中からではございますけれども、区の公衆喫煙所として指定された民間の閉鎖型喫煙所に係る維持管理経費も助成しております。まだスタートして間もないということもあって、実績をお尋ねいたします。

61環境保全課長 ありがとうございます。御質問の部分は、民間の経費助成の件だと思うんですけども、まだ実際に経費助成にまで行かれたケースはないです。問合わせは何件か頂戴しているところで、現状は、今までいろいろお話ししたところに対してアプローチをかけて今、御検討いただいているというのが現状でございます。

62山本委員 先ほどコンビニの話がございましたが、既にコンビニを経営している方々の相談というと、今コンビニの中にお手洗いを設置しているところと設置していないところがあるんですが、設置しているところは比較的広いスペースがあるコンビニです。その店主さんにお尋ねしたところ、2つあったおトイレを1つ、たばこを吸う密閉型のものに変えたことによって、売り上げを、要は外の路上とか、外に灰皿を置いていないということで、ちゃんと皆さんに配慮した形で吸う、そういう取組をしているところもあるので、ぜひ幅広くそういう不特定多数の方が御利用できるような、そういう密閉型の喫煙の場所を作っていく方に関しては、積極的にそういう今後設置等々、助成にもそういったところを反映していただきたいなと思います。

あとさらに1点、江東区では、ちょうど防災センターのところに、今までと違って密閉型の喫煙のコンテナを作りました。この評価はいかがでしょうか。

63環境保全課長 あそこのコンテナ自体は、実は環境保全課ではなくて総務課廃管理のほうが所管しているところなので、利用の実績等はこちらでは把握できていないですけれども、ただ、実際に利用者の方も前より使っていただけているというところと、やはり今まで開放型ということで、周りに煙が漏れている部分が改善された事実はございますので、密閉型にしたところの効果は一定程度あるのかなと見ております。

以上です。

64柳会長 芦谷委員、どうぞ。

65芦谷委員 芦谷でございます。たばこの問題に関しては、吸う側と吸わない側でどうしても意見が分かれてしまう非常に難しい問題なのかなと思いました。

その中で、たばこの価格が高い理由として知られているかとは思うんですけども、たばこ税を払っているといったところで、地方たばこ税のほうも一兆円以上、全国であるということで、国税のほうもあるかと思いますが、たばこを吸ってはいけないと完全にしてしまうことは難しいのかなと思いました。

たばこを吸っている方から伺ったことがあるお話ですが、税金を払っているのになぜ肩身の狭い思いをしなければならないのかといったことがございました。健康のことを考えてやめていただくというのもありますが、健康の害を減らす吸い方もあると考えることもできますために、吸わないことを強制するのは難しいところなのかなというところに到達してしまいます。ですので、区の方針として、密閉型の喫煙所を設置されるというのは合理的な方策になろうかと思いました。そのような中で、たばこ税というのは直接江東区に入ってくるものであるのかというところと、そういう税金を使う範囲で設置の支援ができるものなのかを教えていただければと思います。

66環境保全課長 ありがとうございます。たばこ税については、地方たばこ税ということで、江東区に直接収入が入ってくるものになっています。使い道としては、一般的にどこにでも使っていい、特定財源ではなくて一般的に使える税金ということなので、入ったたばこ税は全てたばこに、当施策に反映しなければいけないということではないので、区政全般に使用させていただいているところですけれども、当然今回、喫煙所の整備であるとか補助という中では、そういうお金も含めて区の税金を投入して取り組んでいくというのが税金の使い方の条件となっています。

以上になります。

67柳会長 ほかに。新井田委員、どうぞ。

68新井田委員 新井田です。よろしくお願ひします。

基本的な話ですけれども、たばこというのは紙巻きたばこのことですよね、いわゆる電子たばこというのはこの範疇に入らないということでよろしいのですか。その辺の確認をしたいと思います。多分、最近はすごく電子たばこが若い世代に普及していて、紙巻きた

ばこを吸っているのは年寄りばかりという感じのようですがれども、電子たばこの話はここで除外ですか。ちょっと教えていただければと思います。

69環境保全課長 電子たばこ、いわゆるニコチン等が発生しない電子たばこについては、他の自治体もそうなんですがれども、まだ健康への害といったところがはっきりしないところがあって、対象にしていないところがございます。うちも今のところ電子たばこに関しては、こういった規制の対象の外であると考えていますけれども、吸って受動喫煙というマナーの部分に関しましては、引き続き、吸ったものを捨てないとかといったことでは考えていますけれども、喫煙という意味では電子たばこに関しては、現状そこまで規制する根拠はないと考えています。

70新井田委員 分かりました。将来的にあるのかどうか分かりませんけど、検討していただくということでおろしくお願ひいたします。

それともう一点ですけれども、先ほど来、海外、外国人に対する表示というか、知らせるというか、その辺はいかがですか。私、区のホームページを見ましたけれども、ホームページを見ても、あまり海外向けのものが出てきている感じがしなかったんですけれども、何かちょっと見やすくなっていますでしょうか。

71環境保全課長 ありがとうございます。ホームページ等でわざわざ外国のものを載つてあるということはないのですがれども、今、禁煙重点地区の表示であるとか、あるいはたばこを吸わないでくださいという御案内のポスターなどを区内各所で掲示をしているのですがれども、その他に関しては、今回の改正を機に多言語に対応するものに変えて、コンビニというよりは、歩いている方がここは吸っちゃいけないんだなということが外国の方にも分かるように表示を変えていくということで現在、準備を進めています。よろしくお願ひします。

72柳会長 ほか、よろしいでしょうか。

山中委員、どうぞ。

73山中委員 今まで大人しくさっと聞いていたところだったんですけれども、たばこを吸う方の気持ちもお話を聞いていてあると思うんですが、共存という言葉が結構飛び交っていたので、その中で、先ほど改訂、資料4の2ページの主な取組のところで、先ほどからいろいろなところで規制となっていると、完全にたばこを吸う方に対しての、また規制くらったよという嫌なイメージになるかなと思ったんですよ。そうすると、やっぱりたばこを吸わない方がメインとなってしまうので、例えば規制、先ほどもいろいろなところに設置する予定というのがあるのであれば、僕はその規制という言葉を厳しく感じるので、これからエリアを増やすという言い方を、ちょっと言葉を変えていただいたほうが優しいかなと思いました。

74環境保全課長 御意見ありがとうございます。喫煙所の整備と、整備をしたけれども、それでも受動喫煙が収まらないというところに関する対応、そこに対して厳しい姿勢を見せていくというところはある意味セットと考えておりますので、一方的に規制をして重点

地区だからという話ではなくて、吸えるべきところを作るということと、それでも守られない受動喫煙を受けてしまう方を守るところはセットで考えていくべきだと考えているところでございます。どちらかに重きを置くというよりは、両輪としてやっていきたいと考えています。表現の仕方について御意見は承りました。ありがとうございます。

75柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議題3については以上といたしたいと思います。

続きまして、前回の令和7年度第1回環境審議会の会議録の承認について確認させていただきます。

資料5を御覧ください。この会議録につきましては、正式に御承認いただき、一般公開と区のホームページへの掲載を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(一同了承)

76柳会長 それでは、第1回の会議録は御承認いただいたということで公開させていただきます。

最後に、議題4、その他です。何か事務局からありますでしょうか。

77温暖化対策課長 事務局からは事務連絡のみでございます。本日、2点ございます。

まず1点目は、お手元にお配りしておりますピンクのチラシ、江東区環境検定を現在実施しているところでございます。皆様、ぜひ周りの方にもお声がけいただきまして、御参加いただけますようよろしくお願ひいたします。

次に、2点目は次回の日程でございます。令和7年度第3回環境審議会につきましては、令和7年12月15日月曜日午後2時から、場所は、江東区文化センター5階第6、第7会議室を予定しております。後日、文書にて御案内をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

事務連絡は以上でございます。

78柳会長 以上で議題は全て終了ですが、皆さんのはうから何かございますでしょうか。

特ないようですので、以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして審議会を閉会いたしたいと思います。どうもありがとうございました。

午後3時02分閉会